

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|----------|--|
| (1) 調達番号 | 工004 |
| (2) 調達件名 | 電気機械式クリープ試験機Instron8862修理 1式
(詳細は別添仕様書のとおり) |
| (3) 履行期限 | 令和元年12月27日 |
| (4) 履行場所 | 国立大学法人大阪大学大学院工学研究科 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) その他経理責任者等が認めた者。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2番1号
国立大学法人大阪大学 大学院工学研究科 経理課契約係
電話 06-6879-7216
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得及び仕様書の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和元年9月11日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕 様 書

請負の表示：電気機械式クリーブ試験機 Instron8862 修理 1 式

- 1 受注者は、本仕様書に基づいて作業を行うものとする。
- 2 請負の完了期限は、2019 年 12 月 27 日までとする。
- 3 請負金額は、請負の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 4 本契約は、国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 5 その他詳細については、本学職員との協議によるものとする。

(仕様)

1 概要

当該装置は、取得後約 7 年経過しており、2018 年 6 月 18 日に発生した大阪北部地震によって損害を受け、使用に際して大きな制限がかかった状況になっている。その為、部品交換、調整を実施することにより復旧を図るものである。

2 請負等要領

- (1) 受注者は、当該装置設置場所に技術者を派遣し、本仕様書に基づく請負等を行うものとする。
- (2) 請負等の報告は、報告書によりこれを行うものとし、当該報告書は、大阪大学大学院工学研究科経理課契約係へ提出するものとする。

3 作業内容

- ・制御系交換修理
- ・データ処理装置交換作業
- ・ASTM E4 荷重精度検証
- ・ストロークの検証
- ・レトロフィット作業およびトレーニング

4 交換部品

- ・8800MT への制御系レトロフィット (アンプ等部品含む) 1 式
- ・データ処理装置 Windows10 Professional 1 式

5 修理に関する助言、打ち合わせ

- (1) 修理にともない、必要に応じて技術面についてのコンサルティングに応じること。
また、随時本学担当者に仕上がりを確認すること。

(2) 進捗管理・連絡窓口

本仕様書で要求する作業の監督・指揮、及び連絡窓口・進捗管理を行う担当者を配置すること。

本学担当者の要請に応じて、適宜、作業の進捗状況を報告すること。各作業担当は兼任でも良いが、本修理の推進に支障がないよう担当者を配置しなければならない。その他本仕様書に記載されていない、または、解釈が不明瞭な項目の内容の詳細については、発注者との協議の上、決定すること。

6 納入場所

大阪府吹田市山田丘 2-1

大阪大学 大学院工学研究科 知能・機能創成工学専攻

GSE コモン west 4階 U1w-422 室

7 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合、または本仕様書に変更を有する事項が生じた場合には、発注者と速やかに協議し解決を図ること。その際の決定事項は、受注者において打ち合わせ議事録を作成し、発注者の承認を得て発行する。なお、この打ち合わせ議事録は本仕様書に優先する。

以上

見 積 書

調達番号： I004

調達件名： 電気機械式クリープ試験機Instron8862修理 1式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

電話番号

[印]

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

物 品 修 理 契 約 書

修理すべき物品の表示 電気機械式クリープ試験機 Instron8862 修理 1式

請負代金額 消費税率及び地方消費税率が8%の場合

金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に108分の8を乗じて得た額である。

令和元年10月1日付で消費税率及び地方消費税率が10%に改正された場合

金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学大学院工学研究科長 馬場口 登 と 受注者 との間において上記の修理 (以下「修理」という。) について上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づいて修理を行うものとする。

第2条 本契約に基づく修理物品 (以下「本物品」という。) は、国立大学法人大阪大学大学院工学研究科において引き渡しをするものとする。

第3条 修理は、国立大学法人大阪大学大学院工学研究科においてこれをするものとする。

第4条 受注者は、本物品等の運送にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守すること。

第5条 修理の着手時期は、契約締結後直ちにとする。

第6条 修理の完成期限は、令和元年12月27日とする。

第7条 受注者は発注者に対し、修理完成通知書を国立大学法人大阪大学大学院工学研究科経理課
契約係に送付する方法で交付するものとする。

第8条 請負代金は、修理の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第9条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基
準に準拠するものとする。

第10条 この契約について発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判
所の裁決により、これを解決するものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者と
が協議して定めるものとする。

上記の契約を証するため、発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方が各1通を所持するものとする。

令和元年9月 日

発注者

吹田市山田丘2番1号
国立大学法人大阪大学
大学院工学研究科長

馬場口 登 印

受注者

[住所]
[法人の名称または商号及び代表者指名]

印

仕 様 書

請負の表示：電気機械式クリーブ試験機 Instron8862 修理 1 式

- 1 受注者は、本仕様書に基づいて作業を行うものとする。
- 2 請負の完了期限は、2019 年 12 月 27 日までとする。
- 3 請負金額は、請負の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 4 本契約は、国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 5 その他詳細については、本学職員との協議によるものとする。

(仕様)

1 概要

当該装置は、取得後約 7 年経過しており、2018 年 6 月 18 日に発生した大阪北部地震によって損害を受け、使用に際して大きな制限がかかった状況になっている。その為、部品交換、調整を実施することにより復旧を図るものである。

2 請負等要領

- (1) 受注者は、当該装置設置場所に技術者を派遣し、本仕様書に基づく請負等を行うものとする。
- (2) 請負等の報告は、報告書によりこれを行うものとし、当該報告書は、大阪大学大学院工学研究科経理課契約係へ提出するものとする。

3 作業内容

- ・制御系交換修理
- ・データ処理装置交換作業
- ・ASTM E4 荷重精度検証
- ・ストロークの検証
- ・レトロフィット作業およびトレーニング

4 交換部品

- ・8800MT への制御系レトロフィット (アンプ等部品含む) 1 式
- ・データ処理装置 Windows10 Professional 1 式

5 修理に関する助言、打ち合わせ

- (1) 修理にともない、必要に応じて技術面についてのコンサルティングに応じること。
また、随時本学担当者に仕上がりを確認すること。

(2) 進捗管理・連絡窓口

本仕様書で要求する作業の監督・指揮、及び連絡窓口・進捗管理を行う担当者を配置すること。

本学担当者の要請に応じて、適宜、作業の進捗状況を報告すること。各作業担当は兼任でも良いが、本修理の推進に支障がないよう担当者を配置しなければならない。その他本仕様書に記載されていない、または、解釈が不明瞭な項目の内容の詳細については、発注者との協議の上、決定すること。

6 納入場所

大阪府吹田市山田丘 2-1

大阪大学 大学院工学研究科 知能・機能創成工学専攻

GSE コモン west 4階 U1w-422 室

7 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合、または本仕様書に変更を有する事項が生じた場合には、発注者と速やかに協議し解決を図ること。その際の決定事項は、受注者において打ち合わせ議事録を作成し、発注者の承認を得て発行する。なお、この打ち合わせ議事録は本仕様書に優先する。

以上